

# 事務事業の協議項目を すべて承認

## 第1211回合併協議会を開催

合併協議会は第11回、12回協議会で、継続協議の議案および新たな議案をすべて承認、事務事業の協議項目の審議は終了しました。

◇ ◇  
第11回合併協議会が12月13日、各務原市産業文化センター8階第一特別会議室で開催されました。

この日はまず、「新市建設計画策定に関する小委員会」の開催結果について報告がありました。その後、「一部事務組合等の取扱い」など、新たに提案された3議案のうち、2議案が原案ど

おり承認され「上・下水道事業（上水道）の取扱い」については継続協議となりました。

### 報告事項

第2回・第3回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果について  
小委員会の第2回（12月3日開催）、第3回（12月10日開催）の審議内容について、松田之利委員長が報告。その後、事務局から計画案の説明がありました。

序論および6章で構成されている計画案のうち、「この日報告、説明されたのは第3章までです。」

### 協議事項

一部事務組合等の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。

「1、川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退す

### ●自治組織に関する調整方針

項目	各務原市	川島町	調整方針
自治組織等	名称：自治会連合会；各務原市自治会連合会 自治組織の長の身分：各務原市自治委員	名称：町内会連合会；川島町町内会連合会 自治組織の長の身分：-	各務原市自治会連合会と川島町町内会連合会で協議の上、統合するよう調整を図る。
自治組織の長に対する手当	自治委員報酬：26,529,000円 均等割：25,000円 世帯割：440円×加入世帯数 (平成14年度実績)		各務原市の現行制度に統一する。 自治組織の長を自治委員に委嘱し、委員報酬を支払う。
自治組織に対する補助	広報紙記者手数料：41,556,000円 世帯割：1,000円/年 (平成14年度実績)	広報会補助金：3,376,500円 (平成14年度実績) ※14年度は、町内会役員任期（月数：12か月→15か月）変更中のため1年分としては ○世帯数×100円×12か月＝ 3,151,200円	各種自治組織への補助については、川島町内会の決算分（注1）を平成18年度以後2年間で1/3ずつ減額し、平成20年度から統一する。
	自治会運営交付金：37,450,000円 均等割：30,000円 世帯割：900円×加入世帯数 (平成14年度実績)	町内会事務補助金 2,800,000円 (平成14年度実績)	

(注1) 川島町内会全体の決算分  
 A=町内会広報会補助金（川島町の現行制度：14年度実績・12か月分）  
 B=町内会事務補助金（川島町の現行制度：14年度実績）  
 C=広報紙記者手数料（各務原市の制度を適用した場合の試算）  
 D=自治会運営交付金（各務原市の制度を適用した場合の試算）  
 (A + 3,151,200円 + B + 2,800,000円) - (C + 2,424,000円 + D + 1,743,000円) = 1,562,200円

る。  
2、共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐ」  
広報広聴関係事業（自治組織）の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。  
「1、川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。  
2、自治組織への補助金等については、原則として、各務原市





第11回合併協議会＝各務原市産業文化センターで

の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずる」

【主な意見】

・今の川島町内会連合会は、各務原市の連合会組織のどこに位置づけられるのか

↓（専門部会回答）

現在、自治会レベルで協議中である。今のところ稲羽地区連合会に属し、名称は稲羽川島自治会連合会となり、その下の校区として、川島自治会連合会を組織するという方向で話が進んでいる

・川島に有利な制度は即実施し、不利な制度は猶予期間を置いて実施というように、調整方針の理念・思想に一貫性がない

・合併特例法では、最大5年間

の激変緩和措置が許されている。出来るだけの措置をお願いしたい

・合併と同時に大きく変化する中で、耐えなければならぬ部分と、激変緩和が必要な部分を念頭に調整していかないとかなかなか前には進まない

上・下水道事業（上水道）の取扱いについて

専門部会から次のように提案されましたが、多くの意見が出され、継続協議となりました。

「上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし『水道料金』については、平成17年度から平成19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。また、『料金の徴収方法』『給水負担金』『開発負担金』については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する」

【主な意見】

・各務原市では数年前、かなり大きな水道料金の引き上げがあった。十分な説明があったので市民は納得をした。今回川島町にこの緩和措置を取った場合、各務原市民の理解を

得られるのかどうか疑問を感じる

・生活者の立場からすると、合併したら必ずしも各務原市に合わせるのではなく、ある部分は川島町に合わせて、各務原

## 川島地区に振興基金を設置

### 第12回合併協議会

第12回合併協議会が1月15日、各務原市産業文化センター8階第一特別会議室で開催されました。

この日はまず「第4回新市建設計画策定に関する小委員会」の開催結果について報告がありました。

その後、前回までに継続協議となっていた「地方税の取扱い」など4議案と、「川島地区振興基金の設置」など新たな4議案が提案、承認されました。これで新市建設計画を除く全協議項目が承認されたこととなります。

### 報告事項

第4回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果について  
新市建設計画策定に関する小委員会の第4回（12月24日開催）の審議内容について、計画案の第4章から第8章までを承

市民も合併により少しは益が受けられるといい

・川島町の住民として、36・5%の値上げは不安。継続して審議していただきたい

認したと村井宏行副委員長が報告。その後、事務局から計画案の説明がありました。

これで新市建設計画は序論から第8章まで、小委員会で承認の上、協議会へ報告されたことになり、次回の協議会で協議項目として提案されます。

### 継続協議事項

地方税（都市計画税）の取扱いについて

地方税の中で唯一、継続協議となっていた都市計画税について、協議の結果、次のおり承認されました。

「都市計画税については、平成18年度までは不均一課税を実施し、平成19年度より、各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度及び平成17年度は賦課を行わない」  
児童福祉事業の取扱いについて



協議の結果、次のとおり承認されました。

「保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、平成16年度については、各市町の現行制度とし、平成17年度以降は、最長3年度(平成19年度まで)の不均一保育料として段階的に調整する。

『放課後児童対策事業』と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。上・下水道事業(下水道)の取扱いについて

協議の結果、専門部会案を一部修正(原案では、排水設備工事助成金については、川島地区において平成19年度まで現行制度を存続)の上、次のとおり承認されました。

1. 『下水道使用料金』については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、『料金の徴収方法』については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。

2. 川島地区における『排水設備工事助成金』については、川島町の現行制度のまま存続する。

3. 『下水道受益者負担金』については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。

なお、『前納報奨金制度』については、各務原市の現行制度に統一し、『農地等の徴収適予制度』については、川島町の現行制度を基本に統一する。

4. 『水洗便所改造等資金利子補給』については各務原市の現行制度に統一する。

【主な意見】

・下水道は川島町の場合、既に70%が完了している。町内で格差ができないよう、排水設備工事助成金制度を続けてほしい

・財産はすべて新市に引き継ぐという基本的な方針から、助成金制度の存続はやむを得ない

・期間も短いので、町民の融和を考えると助成金制度は認めていいのではないか。ただし、前納報奨金については各務原市の基準に合わせてほしい

・前納報奨金は金利とスライドするのが当然。川島町の20%はもちろん各務原市の10%でも大変な率。とりあえず各務原市の水準に合わせてほしい  
上・下水道事業(上水道)の取

●地方税の調整方針

項目	各務原市	川島町	調整方針
個人市民税	均等割：2,500円 所得割：標準税率	均等割：2,000円 所得割：標準税率	各務原市の例による。ただし、均等割については、平成19年度までは、現行の基準に基づく不均一課税を実施する。
法人市民税	均等割：標準税率 法人割割：100分の14.7 (制限税率)	均等割：標準税率 法人割割：100分の12.3 (標準税率)	各務原市の例による。ただし、法人税割については、平成16年度は、各市町の現行制度とし、平成17年度以降3年度(平成19年度まで)は、段階的に調整する不均一課税を実施する。
固定資産税	税率：100分の1.4 (標準税率) 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 10月1日～12月25日	税率：100分の1.4 (標準税率) 納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 11月1日～11月30日	納期については、各務原市の例による。ただし、平成16年度は、それぞれ旧市町の例による。
軽自動車税	第4期 2月1日～2月末日 税率：標準税率	税率：標準税率	各務原市の例による。ただし、平成16年度は、それぞれ旧市町の例による。
市町たばこ税 入湯税	税率：標準税率 税率：入湯者1人1日150円 課税免除 年齢12歳未満の者、共同浴場又は一般公共浴場に入湯する者	税率：標準税率 制度なし	各務原市の例による。
都市計画税	税率：100分の0.3 納期 第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日	制度なし	平成18年度までは不均一課税を実施し、平成19年度より、各務原市の制度に統一する。ただし、平成16年度及び平成17年度は調整を行わない。

扱いについて

協議の結果、専門部会案を一部修正(原案では、川島町の水道料金を平成17年度以降3年度は緩和措置を講じ、平成20年度から各務原市に統一する)の上、次のとおり承認されました。

「上水道事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、『水道料金』については、平成17年度までは各市町の現行制度とし、平成18年度及び平成19年度は緩和措置を講じ、

平成20年度に統一する。

また、『料金の徴収方法』『給水負担金』『開発負担金』については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する」

【主な意見】

・川島町では17年に徴収方法を各務原市に合わせることで、一時的に負担が大きくなる。

・これに原案どおり、水道料金引き上げが重なること二重の負担増となるので、できれば水道料金の引き上げは、18年度以降にしていたきたい

●上水道料金等の調整方針

項目	各務原市	川島町	調整方針																																												
給水負担金 (加入負担金)	給水新設工事の際、申請口徑に応じた給水負担金を徴収 <table border="1"> <tr><th>口径</th><th>負担金額</th></tr> <tr><td>13mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>305,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>629,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,642,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,475,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,714,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,171,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>13,105,000円</td></tr> </table>	口径	負担金額	13mm	150,000円	20mm	305,000円	25mm	629,000円	30mm	設定なし	40mm	1,642,000円	50mm	2,475,000円	75mm	5,714,000円	100mm	9,171,000円	150mm	13,105,000円	給水新設工事の際、申請口徑に応じた暫加入負担金を徴収 <table border="1"> <tr><th>口径</th><th>負担金額</th></tr> <tr><td>13mm</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>260,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,500,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>設定なし</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>設定なし</td></tr> </table>	口径	負担金額	13mm	130,000円	20mm	260,000円	25mm	330,000円	30mm	400,000円	40mm	500,000円	50mm	1,500,000円	75mm	2,000,000円	100mm	設定なし	150mm	設定なし	加入負担金については、川島町の加入負担金の水準を各務原市の水準に引き上げ、「給水負担金」とする。				
口径	負担金額																																														
13mm	150,000円																																														
20mm	305,000円																																														
25mm	629,000円																																														
30mm	設定なし																																														
40mm	1,642,000円																																														
50mm	2,475,000円																																														
75mm	5,714,000円																																														
100mm	9,171,000円																																														
150mm	13,105,000円																																														
口径	負担金額																																														
13mm	130,000円																																														
20mm	260,000円																																														
25mm	330,000円																																														
30mm	400,000円																																														
40mm	500,000円																																														
50mm	1,500,000円																																														
75mm	2,000,000円																																														
100mm	設定なし																																														
150mm	設定なし																																														
水道料金及び徴収方法、会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金制度</li> <li>口徑別基本料金(基本水量なし)</li> <li>過剰制給水料金制度</li> <li>徴収方法 隔月検針で検針翌月徴収</li> <li>基本料金(基本水量なし)口径 金額(2か月)</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>13mm</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>16,200円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>24,400円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>56,400円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>89,800円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>128,800円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>水量料金</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>0円/</td><td>50円/</td></tr> <tr><td>21~50</td><td>115円/</td></tr> <tr><td>51 ~</td><td>175円/</td></tr> </table> <p>☆一般家庭の試算 (13mmで2か月50 検)</p>	13mm	1,400円	20mm	5,800円	25mm	6,200円	40mm	16,200円	50mm	24,400円	75mm	56,400円	100mm	89,800円	150mm	128,800円	0円/	50円/	21~50	115円/	51 ~	175円/	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金制度</li> <li>基本料金(基本水量20 )</li> <li>過剰制給水料金に口徑別の量水器使用料を加算</li> <li>徴収方法 隔月検針で検針翌月徴収</li> <li>基本料金(基本水量20 )</li> </ul> <table border="1"> <tr><th>口径</th><th>金額(2か月)</th></tr> <tr><td>全口径</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>13mm</td><td>100円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>300円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,200円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水料金</li> </ul> <table border="1"> <tr><td>21~200</td><td>100円/</td></tr> <tr><td>201 ~</td><td>160円/</td></tr> </table> <p>☆一般家庭の試算 (13mmで2か月50 使用)</p>	口径	金額(2か月)	全口径	1,200円	13mm	100円	20mm	200円	25mm	200円	30mm	300円	40mm	400円	50mm	1,000円	75mm	1,200円	21~200	100円/	201 ~	160円/	水道料金については、平成17年度までは、各市町の現行制度とし、平成18年度及び平成19年度は緩和措置を講じ、平成20年度に統一する。  料金の徴収方法については、合併時から調整を行い、平成17年1月に各務原市の現行制度に統一する。
13mm	1,400円																																														
20mm	5,800円																																														
25mm	6,200円																																														
40mm	16,200円																																														
50mm	24,400円																																														
75mm	56,400円																																														
100mm	89,800円																																														
150mm	128,800円																																														
0円/	50円/																																														
21~50	115円/																																														
51 ~	175円/																																														
口径	金額(2か月)																																														
全口径	1,200円																																														
13mm	100円																																														
20mm	200円																																														
25mm	200円																																														
30mm	300円																																														
40mm	400円																																														
50mm	1,000円																																														
75mm	1,200円																																														
21~200	100円/																																														
201 ~	160円/																																														

協議事項

「川島地区振興基金」の設置について

協議の結果、次のとおり承認されました。

「川島地区の総合的な発展と振興を図るため、『川島地区振興基金』を設置する」

※目的は①両市町の連やかな一体的の確保②サービス・負担の格差を埋める緩和措置③その他川島地区の振興・発展を図るため。額は5億円

その他の福祉事業(福祉医療費助成事業)の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。

「各種福祉医療費助成事業については、各務原市の現行制度に統一する」

環境事業(ごみ処理事業、し尿処理事業)の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。  
「一般廃棄物の収集・運搬・処分については、新市において責任を持って、速やかに調整す

る」

【主な意見】

・ごみの収集方法は、各務原市がステーション方式で川島町は戸別及びステーション方式となっている。今後は各務原市の方式に、順次、移行していくということが

↓(専門部会回答)  
そういうことである

・「責任を持って」という言葉は、そのとおりに受け取って

もらうていい。責任には2つある。一つは、ごみ・し尿をどこへ持っていかかということ。もう一つは収集方法。これは両市町の立場に立って、じっくり検討すべき

環境事業(火葬業務)の取扱いについて

協議の結果、次のとおり承認されました。  
「火葬業務については、各務原市の現行方式とする」

●表紙のことは  
おすすめスポット(各務原市)  
低騒音STOL実験機  
「飛鳥」

昔から航空機産業が盛んな各務原市内で生まれた実験用の飛行機、それが「飛鳥」です。STOLとは、短い距離で離着陸ができるという意味。滑走路はほぼ同じ大きさのジェット旅客機と比べると、約

半分の900メートルで足りるといふ画期的なものでした。

昭和52年、開発に着手、60年10月28日、初飛行に成功。

新技術の実証と開発データを収集するため、平成元年3月

30日の最終飛行まで97回、1

87時間余りの飛行実験が航空自衛隊岐阜基地で行われました。今では「かかみがはら航空宇宙博物館」内に機体が

展示され、その雄姿を見せてくれます。

同博物館は、現在開発中の空飛ぶ自動車・ミラクルピクルやさまざまな実験機の展示、7機のシミュレーターが

そろう飛行体験館、飛行機・ロケットの原理や仕組みが楽しく学べるテーマハウスなど、

見どころは盛りだくさんで、一日楽しめます。ぜひご家族

で訪ねてみてはいかがでしょうか。

TEL 0583 8500